

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SANYEI CORPORATION

最終更新日: 2018年5月29日
株式会社 三栄コーポレーション

代表取締役社長 小林敬幸

問合せ先: 総務部長 佐藤友晴 03-3847-3500

証券コード: 8119

<http://www.sanyaicorp.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報**1. 基本的な考え方**

当社は、「健康と環境」をテーマに、品質の優れた生活関連用品を企画開発し、消費者の皆様にお届けすることを通じ、快適で夢のあるライフスタイルと社会生活の実現に貢献することを経営のビジョンとしています。

また会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、取引先、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献してまいります。これを実践するために、すべての企業活動において企業倫理を確立し、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三栄コーポレーション取引先持株会	122,052	4.78
株式会社三菱UFJ銀行	114,230	4.47
東銀リース株式会社	111,500	4.37
SMBC日興証券株式会社	75,500	2.96
水谷裕之	65,847	2.58
株式会社三井住友銀行	63,000	2.47
三栄グループ従業員持株会	50,594	1.98
綜通株式会社	49,600	1.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	49,240	1.93
三井住友信託銀行株式会社	42,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

当社は、2018年3月31日現在自己株式を162,816株所有しております。前記「2. 資本構成」につきましては、自己株式を除いた同日時点の状況を記載しております。なお、「2. 資本構成」の「割合」は自己株式を含めて算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主との取引条件の決定に際しては、他の取引先と同じように市場価格等を勘案して合理的に決定し、特別な取引条件といたしません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今井靖容	公認会計士											
水上洋	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井靖容	○	○	—	今井靖容氏は、公認会計士としての会計・税務等の豊かな経験と高い見識を有しており、広範かつ高度な視点と、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるものと判断したため、社外取締役への就任を依頼いたしました。 (独立役員指定理由) また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として適任であるとの判断の下、指定しました。
水上洋	○	○	水上洋氏とは、2015年5月31日まで法律顧問契約を締結しておりました。	水上洋氏は、弁護士としての法務等に関する豊かな経験と高い見識を有しており、広範かつ高度な視点と、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるものと判断したため、社外取

				締役への就任を依頼いたしました。 (独立役員指定理由) また、当社との関係において、同氏は、当社と法律顧問契約を締結しておりましたが、その契約内容は、一般的な法律解釈についてのアドバイスや実務対応についての助言指導が主たるものでありますので、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として適任であるとの判断の下、指定しました。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、優成監査法人に委嘱しております。監査等委員会は、会計監査人より監査計画の報告を受け、会計監査人の往査に立会い、監査報告を受けるほか、経営者に対する監査講習会に立ち会っております。また、経営上あるいは監査上の重要事項が発生する都度、対応策等について会計監査人と適宜協議する等、連携を図り監査の実効性があがるように努めております。当社は内部監査部門として、代表取締役社長直属の機関である内部監査室を設けており、内部統制規定および内部監査規定に従って、当社および関係会社の監査を行っております。監査の結果については、都度社長および監査等委員会に報告しております。監査等委員会は、内部監査室より監査計画および監査結果の報告を受けるほか、随時、内部監査室との情報交換、意見交換を実施することで、相互の連携強化を図っております。なお、内部監査規定により、監査等委員から、監査等委員の職務の補助の依頼を受けたときは、内部監査室の業務の遂行に支障がない限り、監査等委員の職務の補助を行うこととなっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関としての任意の「指名・報酬委員会」は、取締役の選任・解任に関する事項と、取締役の報酬等に関する事項を審議し答申します。「指名・報酬委員会」は、取締役の中から取締役会決議により選任された、社内取締役と社外取締役の4名で構成されます。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の監査等委員でない取締役の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、退職慰労金制度に代えて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。また、当社の監査等委員である取締役に対して、取締役としての責務に鑑み、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役と同様に、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の執行役員および参与に対し、退職金制度に代えて株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。また、当社の監査等委員である取締役に対して、取締役としての責務に鑑み、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年度(2017年4月1日～2018年3月31日)に係る監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は次の通りです。

監査等委員でない取締役支給人員9名支給額137百万円

監査等委員である取締役(社外取締役を含む) 支給人員 3名 支給額33百万円

・取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。

・支給額には以下のものが含まれております。

(役員賞与)

監査等委員でない取締役8名31百万円

(ストックオプションによる報酬額)

監査等委員でない取締役8名14百万円

監査等委員である取締役3名 4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員報酬制度の基本方針

・当社の経営理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。

・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定します。

2. 役員報酬の構成

・監査等委員でない取締役の報酬については、生活基礎給に該当する基礎報酬に単年度の業績連動分を加味した固定月額報酬(基本報酬)、単年度の業績連動分で構成される役員賞与、および中長期インセンティブとして、役員就任時にその役位に応じて付与されるストックオプションから構成されます。

・監査等委員である取締役の報酬については、業務執行役員である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性を加減した固定月額報酬を原則とし、監査等委員会の協議の上、決定します。なお、取締役としての責務に鑑み、監査等委員でない取締役と同等のストックオプションを付与することとします。

3. 業績連動の仕組み

・監査等委員でない取締役に支給する役員賞与については、単年度の連結経常利益の水準および担当職務の業績評価に応じて変動する仕組みとしています。

4. 中長期インセンティブ

・当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度に基づく新株予約権を役位に応じて交付します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局(総務部)は、取締役会に上程される議案および報告事項に係る資料等について、ネット環境を通じて、予め社外取締役が閲覧できるようにするとともに、要請があれば都度、事前に補足説明を行う体制としております。また、常勤の監査等委員である取締役は、定期的開催される監査等委員会において、内部監査室との日常的な連携に基づく内部監査実施内容に係る情報提供や、重要な会議への出席を通じて収集

した情報の還元等、監査等委員会における情報の共有化を進めることを通じて、監査等委員である社外取締役の職務をサポートする体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0 名

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在、会社の経営に深く関与するような、該当者はおりません。なお、代表取締役社長等を退任した者が相談役あるいは顧問に就任する場合でも、遂行する職務は前任経営者としての助言あるいは個別に委託された特定の業務に限られ、経営全般には一切関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○取締役会

経営方針や経営戦略の決定と取締役の業務執行の監督機関として、8名(提出日現在)の監査等委員でない取締役と3名(社外取締役2名)の監査等委員である取締役により、原則毎月1回開催されるほか必要に応じて適宜開催しております。なお、当社定款において、監査等委員でない取締役については員数10名以内、監査等委員である取締役については同4名以内と定めております。

○監査等委員会

3名(提出日現在)の監査等委員(うち2名は社外取締役)は、取締役会その他重要な会議へ出席することを含め監査等委員でない取締役の職務執行を監査しております。なお、監査等委員については、当社定款において員数4名以内と定めております。

○指名・報酬委員会(任意)

取締役会の諮問を受けて、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容、株主総会に提出する取締役の報酬等に関する議案の内容、および取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、答申します。メンバーは4名で、取締役会の決議で選任された社内取締役2名と社外取締役2名で構成されています。

○エグゼクティブコミッティ(EC)

業務上の重要案件の決定機関たる経営会議として設置しており、メンバーは社長、役付取締役、経営企画本部長、営業本部長、管理本部長、関連事業本部長および社長より指名を受けた取締役によって構成されております。また、監査等委員も出席し、意見を述べることができます。

○コンプライアンス委員会

法令、定款その他社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図るための常設委員会であり、代表取締役社長(委員長)、取締役、コンプライアンス担当役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー/CCO)によって構成されております。

○リスクマネジメント委員会

当社をとりまくリスクを適切に認識し管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しており、代表取締役社長(委員長)、取締役、本部長や副本部長など社長が指名した者によって構成されております。また、あらゆるリスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合において、当該危機に対応した損害軽減、損害防止、応急対策、復旧・復興に必要な施策を実施するため、委員会の下部組織として危機対策本部を設置し、代表取締役社長(対策本部長)、経営企画本部長、営業本部長、管理本部長、関連事業本部長、副本部長、本部長補佐、統括、総務部長、対策本部長が指名する者によって構成されております。

○内部統制委員会

当社グループの業務執行が適切かつ健全に行われるため、実効性のある内部統制システムの構築および継続的な整備・運用に係る実務面の管理を目的として内部統制委員会を設置しており、管理本部長(委員長)、財務部長、総務部長、情報システム部長、内部監査室長および営業本部、関連事業本部などから委員長が指名した者によって構成されております。

○内部監査

内部監査につきましては、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の一つであるモニタリングの一環として、内部監査室が内部監査規定に従い内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促す職務を担っております。

○外部監査

外部監査につきましては、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく内部統制監査を受けております。

その他、法務上の適切なアドバイスを受けるために弁護士と顧問契約を締結、税務上のアドバイスを受けるために税理士と顧問契約を締結、労務関連につきましては社会保険労務士と顧問契約を締結し、必要に応じたアドバイスを受けております。

□独立役員の確保の状況

当社では3名の監査等委員である取締役のうち、2名の社外取締役を、独立役員として指定し、東京証券取引所に届出を行っております。両独立役員共に、当社との関係において、一般株主と利益相反の恐れがある事項には一切該当なく、それぞれ公認会計士、弁護士としての識見に基づき、客観的・中立的な立場から社外取締役として活動していただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

ガバナンス体制の強化を求める昨今の状況を背景に、平成27年5月に施行された会社法の一部を改正する法律案により、監査等委員会設置会社という新たな機関設計が創設されました。当社といたしましては、当社および当社を取り巻く環境に鑑みれば、新しい機関構成として、社外監査役に代わって、複数の社外取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化することができる監査等委員会設置会社へ移行することが最も適切であると判断したものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善を目的として招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンによる議決権行使を可能としております。
その他	当社公式サイトに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社公式サイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回決算説明会を行う他、投資家からの要請にもとづき個別にIRを実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	当社公式サイトにて決算説明会の資料、決算短信、有価証券報告書、ビジネスレポートをはじめとする開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスを経営の基本とすると明記したコンプライアンス規定を定め、 「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」に沿って活動し、誠実な企業として社会から信頼と支持を得ることを「コンプライアンス宣言」として公開しております。 この「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」において、ステークホルダーの立場の尊重に係る事項を掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」に基づき、株主はもとより、広く社会に対し、公正かつ透明性の高い企業情報を適時・適切に開示することとしております。
その他	当社では、女性を含む多様な人材が競争力の源泉と考えており、採用、配置、昇進などあらゆるステージにおいて、本人の能力・意欲・実際の行動、具体的な成果などに応じた評価を行って、男女にかかわらず、本人の実力・努力次第で、経営層への登用の可能性があります。なお、現在、当社における女性の最高職位は参与(執行役員に次ぐ役員待遇の従業員)となっています。 また、女性が代表取締役社長となっている連結子会社もあります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社およびその子会社等の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会が企業統治を一層強化する観点から、代表取締役が、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、実効性のある内部統制システムの体制整備に必要とされる基本方針を定めています。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、当社の取締役および使用人、子会社の取締役および使用人（以下、「当社グループの従業者」という。）が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定める。その目的を達成するためグループ全体を対象とするコンプライアンス規定を制定、同規定に基づき当社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしている。

当社グループの従業者は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて当社の代表取締役へ報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ確かな対処ができる体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化しうるリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。

当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制とする。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度計画に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う監査等委員でない取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、監査等委員でない取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社グループの企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、関連事業本部および管理本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。

6. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については、関係会社管理規則および協議事項規程の定めに基づき、国内子会社は関連事業本部に、海外子会社は管理本部に報告あるいは協議を求める態勢とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができる。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の内部監査室等の機関の調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部門へ報告される体制とする。

子会社は、子会社の決裁区分を定められた協議事項規程に基づき、一定以上の重要な経営事項の決定については、事前に当社の承認を得る体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる体制とする。

8. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の職制規定に基づき、関連事業本部が国内子会社、管理本部が海外子会社の経営管理全般を統括することを通じて、子会社の業務執行を管理・監督するとともに、適宜必要な助言指導を行う体制を確保する。

また、各子会社の経営には、その自主性を尊重しつつも、当社が定めた関係会社管理規則や協議事項規程等の意思決定ルールの遵守を通じて、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。

9. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、監査等委員の求めに応じて、これら使用人に監査等委員の職務を補助させる。

10. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

11. 監査等委員会による補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の職務を行う際は、内部監査規定に従い、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。

12. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、コンプライアンス規定に基づき、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

13. 子会社の取締役および使用人その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規定に基づき、子会社の取締役および使用人その他これらの者から以下に掲げる事項に関する報告を受けた者は、職制を通じて、国内子会社は関連事業本部経由、海外子会社は管理本部経由で監査等委員会に報告する体制とする。

また、職制を通じた報告が難しい場合には、コンプライアンスヘルプラインを用いて当社の代表取締役へ報告することができる体制とする。

1. 当社および当社グループに関する重要な事項
2. 当社および当社グループに損害を及ぼす恐れのある事項
3. 法令・定款等の違反事項
4. 経営状況として重要な事項
5. 内部監査の結果
6. 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

14. 当社グループの従業者その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規定において、当社グループの従業者に前項に掲げた事項に係る報告をすること（通報）を義務付けすると共に、報告したこと（通報）を理由として不利な取扱いを行わないことを明確に定める体制とする。

15. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、自己の職務執行に係る費用の前払い等の請求を求めたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用あるいは債務が当該監査等委員の職務の執行に必要と認められるものについては、速やかに処理するものとする。

当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等を支弁するために必要な予算を毎年設けるものとする。

16. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役が監査等委員と可能なかぎり会合を持つことで経営情報の共有化を深めるとともに、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る体制とする。

監査等委員は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に説明を求めることができる。

監査等委員会と内部監査室および会計監査人は、相互緊密に連携を保ち、定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査体制を確保する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは毅然として対決します。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方を「三栄コーポレーショングループ企業行動方針」に定めており、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察、また「社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<1>内部通報制度

使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築しております。

<2>適時開示体制

当社は、ディスクロージャー規程において、会社情報の適時開示に係る社内体制を次のように規定し、運用しております。

(1)情報開示体制

会社情報が適時開示情報に該当するか否かの判定をするため、総務部長を一次判断者、財務部長を二次判断者とし、さらに最終的に判定する者として、管理本部長を情報開示担当役員としています。適時開示情報となりうる会社情報を有する部門／グループ各社は、所定の様式により、速やかに当該会社情報を情報開示事務局（総務部）に報告し、上記の判定ルートに乗せることで、機動的かつ適時適切な開示を行う仕組みとしております。この他に、開示資料を作成する部門を資料作成部門、実際の開示手続きを行う部門を開示手続部門として規定しています。

(2)発生事実に関する情報

各部門／グループ各社で発生事実に関連する可能性のある事実を把握した場合は、速やかに当該事実につき所定の様式で情報開示事務局に報告することとしています。報告を受けた情報開示事務局は、当該事実を速やかに上記の判定ルートに判定を求め、適時開示情報に該当すると判定された場合には、適時開示手続部門により、速やかに開示手続きがとられます。

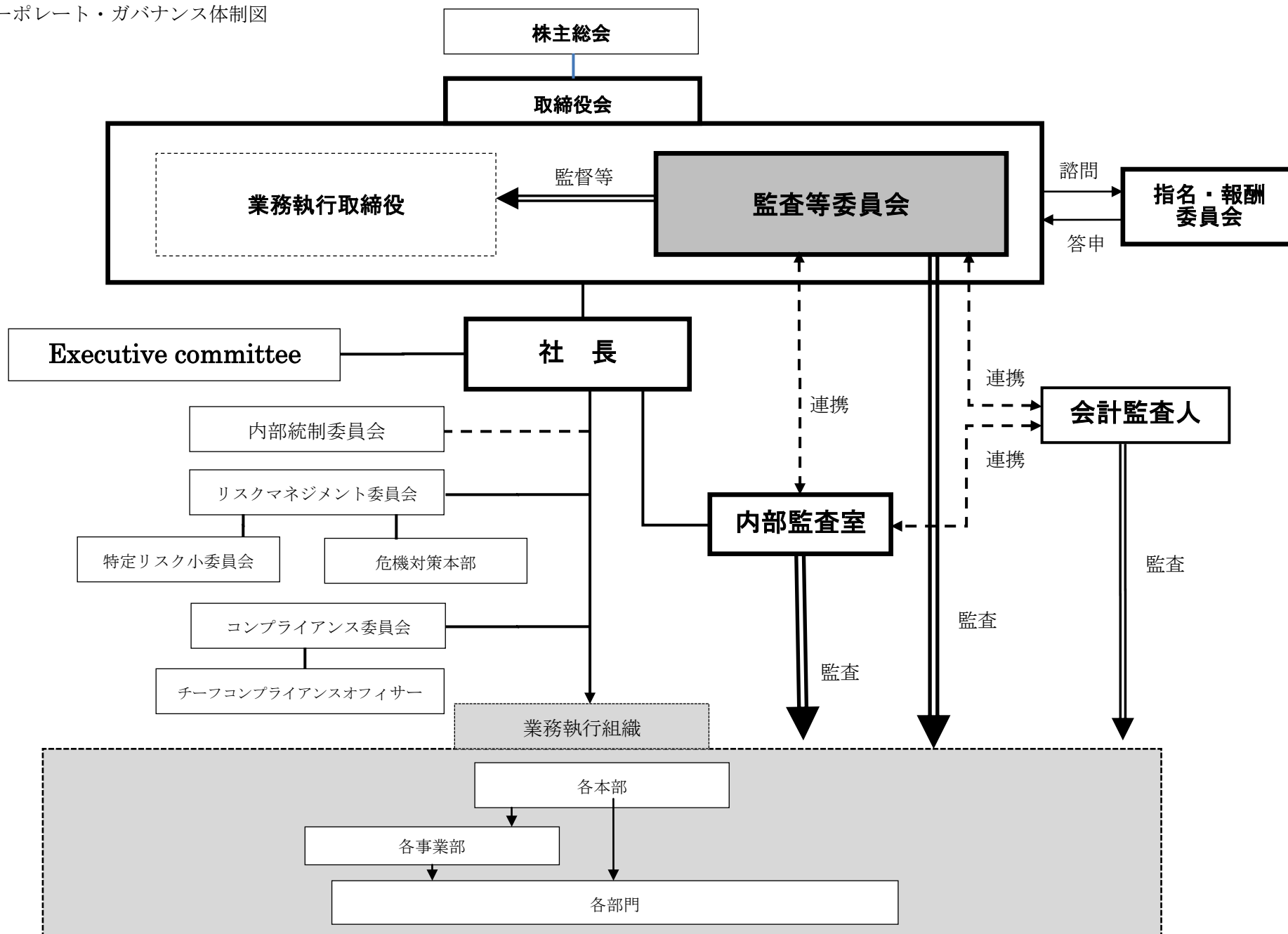
(3)決定事実に関する情報

各部門／グループ各社で決定事実に関連する可能性のある事実を起案した場合は、速やかに当該事実につき所定の様式で情報開示事務局に報告することとしています。報告を受けた情報開示事務局は、当該事実を速やかに上記の判定ルートに判定を求め、適時開示情報に該当すると判定された場合には、取締役会等の機関決定後、適時開示手続部門により、速やかに開示手続きがとられます。

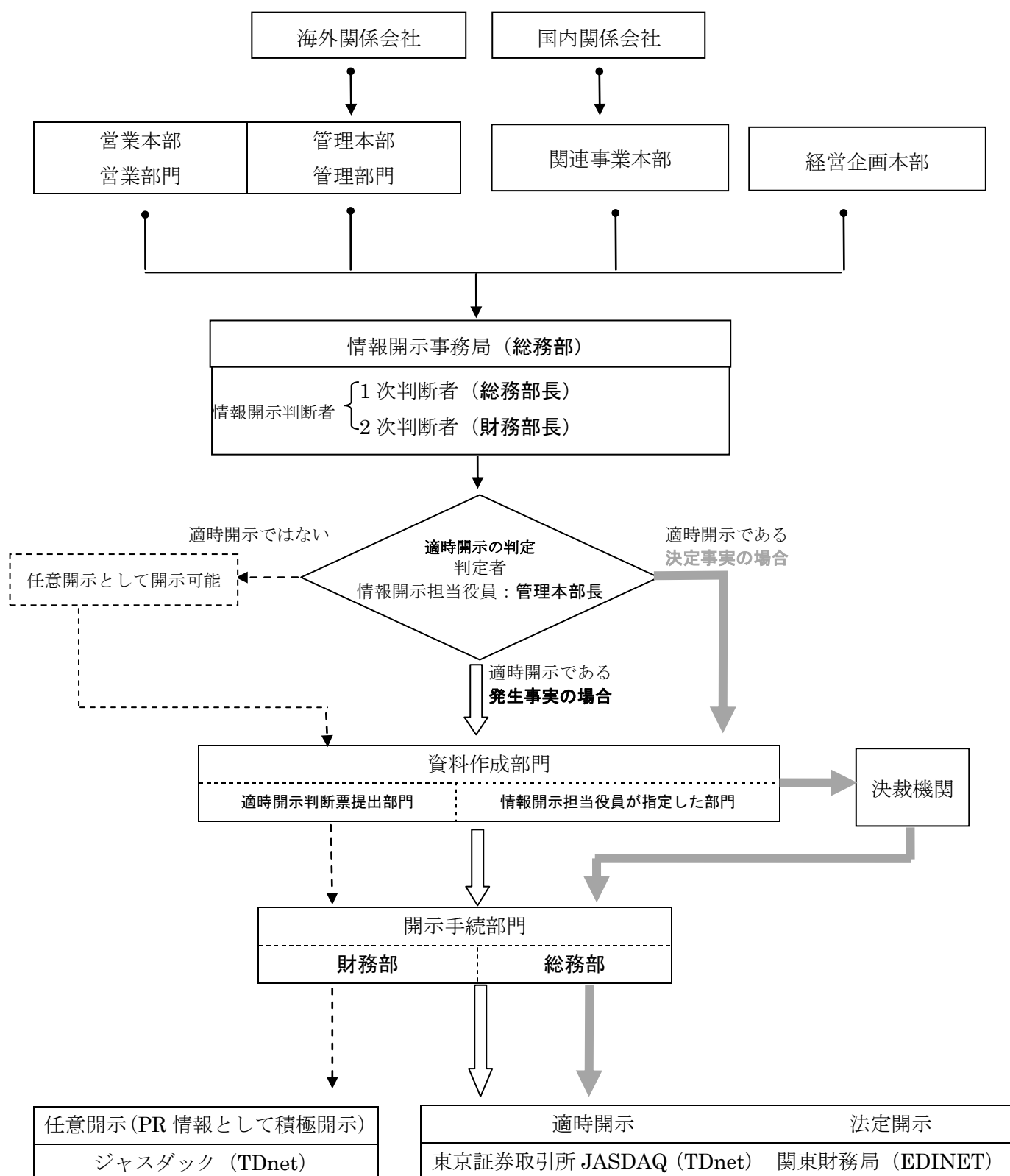
(4)決算に関する情報

決算に関する情報は、財務部が資料を作成し、財務部担当役員の確認の後、機関決定を経て、速やかに開示手続きがとられます。業績予想については、財務部において、決算の確定過程において、その修正に係る開示の要否を検証し、業績予想の修正開示が必要となった場合には、財務部担当役員の確認の後、機関決定を経て、速やかに開示手続きがとられます。

コーポレート・ガバナンス体制図



<適時開示体制の概要（模式図）>



以 上